

議案第 8 1 号

江別市セラミックアートセンター条例の制定について

江別市セラミックアートセンター条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市セラミックアートセンター条例

(設置)

第 1 条 江別市における陶芸文化及び窯業等の近代産業文化の普及振興の拠点として、市民に広く陶芸をはじめとする芸術及び産業文化に親しむ機会とともに、施設環境を活かした生涯学習活動の場を提供することをもって文化と芸術による魅力あるまちづくりと交流人口の拡大に資するため、江別市セラミックアートセンター（以下「セラミックアートセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 セラミックアートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
江別市セラミックアートセンター	江別市西野幌 1 1 4 番地の 5

(事業)

第 3 条 セラミックアートセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 陶芸その他の芸術分野における市民の文化活動の支援に関すること。
- (2) 陶芸作品その他の芸術作品又は窯業資料その他の産業遺産資料の収集、展示及び調査に関すること。
- (3) 江別市内に所在する窯業その他の近代産業分野における文化観光資源の保全及び活用に関すること。
- (4) 教育機関、社会教育団体等が行う生涯学習活動の支援に関すること。
- (5) 郷土の芸術及び産業文化に関する普及振興に関すること。

(職員)

第 4 条 セラミックアートセンターに事務職員その他の必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第 5 条 セラミックアートセンターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、展示室の観覧時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
- (2) 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）

イ 休日の翌日（休日が連続する場合は、最後の休日の翌日）。ただし、その日が土曜日又は日曜日の場合は、その日後における直近の火曜日以降の日とする。

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

（使用の許可）

第6条 セラミックアートセンターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を行うに当たり、セラミックアートセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 教育委員会は、使用に当たって次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、セラミックアートセンターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、付属設備、展示物等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他セラミックアートセンターの管理運営上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、セラミックアートセンターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責任を負わない。

- (1) 使用者が使用の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用申請に当たってその内容に偽りがあったとき。
- (4) 公益上又はセラミックアートセンターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第12条 使用者は、セラミックアートセンターを使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（特別設備の設置等）

第13条 使用者は、使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする

るときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第14条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第15条 使用者は、使用によって建物、付属設備、展示物等を毀損し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第16条 教育委員会は、セラミックアートセンターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセラミックアートセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（1）施設の運営及び維持管理（教育委員会が定めるものを除く。）

（2）第3条各号に掲げる事業の計画及び実施

（3）施設の使用許可等に関すること。

（4）前3号の業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条中「江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」として、第6条から第8条まで及び第13条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（利用料金）

第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、教育委員会が適当と認めるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセラミックアートセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第9条の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合（以下「利用料金制の場合」という。）において、使用者は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第11条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 利用料金制の場合において、指定管理者は、市長が別に定める減免の基準に該当するときその他特に必要があると認めるときは、前項の利用料金を減免することができる。

4 利用料金制の場合において、指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免、還付等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(江別市陶芸の里条例の廃止)

- 2 江別市陶芸の里条例（平成 5 年条例第 9 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の江別市陶芸の里条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定により施行日以後の使用に係る使用許可を受けた者は、第 6 条の規定による使用許可を受けたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例第 5 条の規定により許可された使用に係る使用料については、旧条例の規定の例による。

別表（第9条、第17条関係）

区分				単位		金額
観覧料	常設展示	個人	大人	観覧 1 人 1 回につき		3 5 0 円
			子供			1 5 0 円
		団体（2 0 人以上）	大人			2 8 0 円
			子供			1 2 0 円
	特別展示				その都度教育委員会 が定める額	
各室 使用 料	企画展示室	全室利用	午前（午前 9 時から正午までをいう。以下同じ。）		6， 3 0 0 円	
			午後（午後 1 時から午後 5 時までをいう。以下同じ。）		7， 9 0 0 円	
			夜間（午後 6 時から午後 9 時までをいう。以下同じ。）		8， 3 0 0 円	
		半室利用	午前		3， 2 0 0 円	
			午後		3， 9 0 0 円	
			夜間		4， 1 0 0 円	
		研修室	午前		3， 1 0 0 円	
			午後		3， 9 0 0 円	
			夜間		4， 1 0 0 円	
	教室工房	専用使用	午前		4， 5 0 0 円	
			午後		6， 0 0 0 円	
			夜間		6， 0 0 0 円	
		個人使用	午前		1 5 0 円	
			午後		2 0 0 円	
			夜間		2 0 0 円	
	レンタル工房	個人使用	午前		5 0 0 円	
			午後		6 5 0 円	
			夜間		6 5 0 円	
設備 使用 料	ガス窯（2 m³）	専用使用	本焼	1 回	5 6， 0 0 0 円	
			素焼		1 6， 0 0 0 円	
		共同使用	本焼	1 個	3 0 円	
			素焼		1 0 円	
	電気窯Ⅰ（1 0 k W）	専用使用	本焼	1 回	3， 0 0 0 円	
			素焼		1， 0 0 0 円	

	電気窯Ⅱ（20k W）	共同使用	本焼	1 個	3 0 円
			素焼		1 0 円
		専用使用	本焼	1 回	6, 1 0 0 円
			素焼		2, 0 0 0 円
		共同使用	本焼	1 個	3 0 円
			素焼		1 0 円

備考

- 1 大人とは、子供及び小学校入学前の者以外の者をいい、子供とは、小学生及び中学生をいう。
- 2 午後9時以降で特に各室使用を認める場合は、1時間を単位として認めるものとし、この場合の各室使用料は、夜間の使用料の3割に相当する額（10円未満切捨て）に使用時間数を乗じた額とする。
- 3 使用者が本市以外の者で営利を目的として使用する場合は、当該使用料の3割（土曜日、日曜日又は休日の場合は5割）に相当する額（10円未満切捨て）を加算した額とする。
- 4 窯の共同使用の場合の1個とは、径75×85mmの湯のみに相当する大きさ（以下「基準体積」という。）のものをいい、これより大きなものについては、その体積に応じて基準体積の整数倍（小数点以下四捨五入）の個数とみなす。
- 5 電気器具その他の機械器具（備付けのものを除く。）を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴収する。